

## 高知大学国際連携推進委員会規則

令和8年4月9日  
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学地域・世界つながり推進機構規則第13条第2項の規定に基づき、高知大学国際連携推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流及び国際交流企画に関する事項
- (2) 国際交流活動の評価に関する事項
- (3) 国際交流協定に関する事項
- (4) その他全学的な国際連携の推進に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（国際連携担当）
- (2) 副学長（国際教育担当）
- (3) イノベーションセンター長
- (4) 各学部、黒潮圏総合科学専攻及びセンター連絡調整会議から選出された教員 各1人
- (5) 研究国際部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長（国際連携担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第3条第3号から第5号までの委員に支障があるときは、当該委員が指名した者が、代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第9条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月9日から施行する。